

小児慢性特定疾病「指定医」申請について

1. 指定医の役割

小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請（新規/更新）に必要な医療意見書の作成

2. 指定医の申請要件

申請時において、5年以上の診断・治療に従事した経験（※1）がある医師のうち、以下の①または②の要件を満たすこと。

① 厚生労働大臣が定めた専門医資格（※2）を有する医師

② 那覇市の実施した指定医研修を受講した医師

※1 臨床医研修の期間を含みます。また、小児慢性特定疾病以外の診断、診療経験でも構いません。

※2 小児慢性特定疾病情報センター（<http://www.syouman.jp/about/specialist>）を参照のこと。

②・・・那覇市が実施する指定医研修について

平成30年3月1日より全国共通の小児慢性特定疾病指定医研修サイト（<https://www.sdtweb.jp/>）がオープンしました。そのため、当市で実施する指定医研修は、このサイトの受講で対応することとなりました。

当サイトで所定の講義を受講すると発行される「小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証」が下記3. 提出書類③の代替書類となります。専門医の資格をお持ちでない方は、是非ご活用ください。

3. 提出書類

① 指定医指定申請書兼経歴書

② 医師免許証の写し

③ 専門医資格を有することを証明する書類の写し（専門医のみ）

4. 提出先

〒902-0076

那覇市与儀1-3-21

那覇市地域保健課 医療費助成グループ (Tel: 098-853-7962)

5. 指定の有効期限

5年間（申請のあった月の一日から指定）

6. その他

- ・平成27年1月1日以後の新規申請時の医療意見書の作成は指定医に限ります。
- ・指定後に市より「指定通知書」を送付するとともに、主たる勤務先及び氏名等を市ホームページ等で公開します。